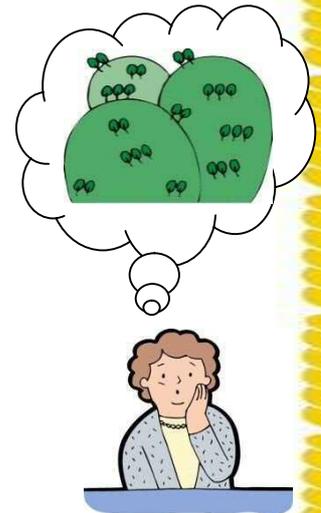


## — 消費者トラブル情報 —

< あいちクリオ通信 平成29年9月号 (No. 351) >

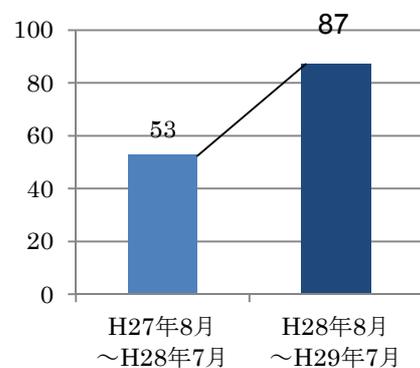
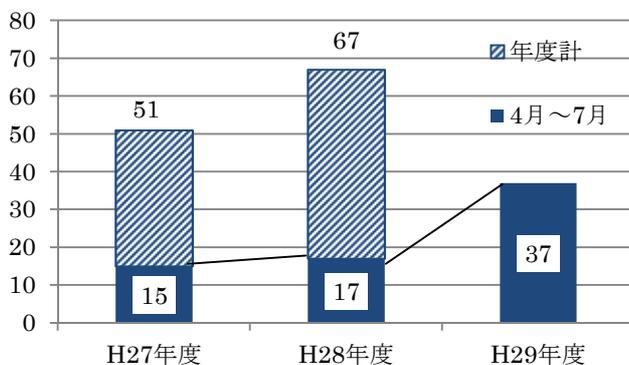
### 原野商法の二次被害に関する高齢者の相談が急増！

- 平成28年8月～平成29年7月の1年間に愛知県及び市町村の消費生活センター等に寄せられた相談のうち、原野商法の二次被害に関する相談は87件で、前年同期の53件に比べて1.6倍と大幅に増加しています(下図参照)。
- 「原野商法」とは、値上がりの見込みがほとんどない土地を、将来値上がりするかのようにならして売りつける手口です。何十年も前にこうした被害に遭った人に、土地の売却話を持ちかけ、測量費、広告料、調査費、登記費等のさまざまな名目で料金を支払わせる「二次被害」の相談が主に高齢者から多数寄せられています (P2参照)。
- 主な相談内容は、「30年前に山林を購入した。売る気はないと言われて、売るための調査を勧められたので、調査費を支払ってしまった。やめたい。」、「過去に1千万円で購入した山林を企業に高額で売却できる。売却のための測量費用30万円がいると言われた。あやしいか。」等の相談が多く寄せられています (詳細はP3参照)。
- 契約トラブルに遭ったり、不安や疑問に思ったりした場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



【原野商法の二次被害に関する相談件数】

(単位：件)



愛知県及び市町村の消費生活センター始め市町村消費生活相談窓口が、平成29年8月28日時点のPIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) に登録した相談のうち、原野商法の二次被害に関する相談を集計しています。

## 原野商法の二次被害に関する相談概要とアドバイス

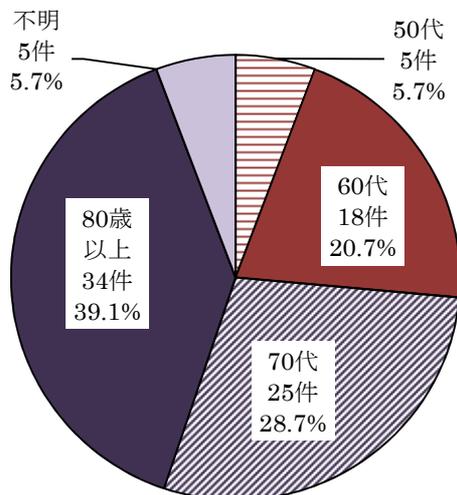
＜データ及び最近の事例から＞

☆平成28年8月～平成29年7月に寄せられた相談87件について、契約当事者の年代別で見ると、80歳以上が34件（39.1%）で最も多く、次いで70代が25件（28.7%）、60代が18件（20.7%）と、高齢者が大半を占めています。

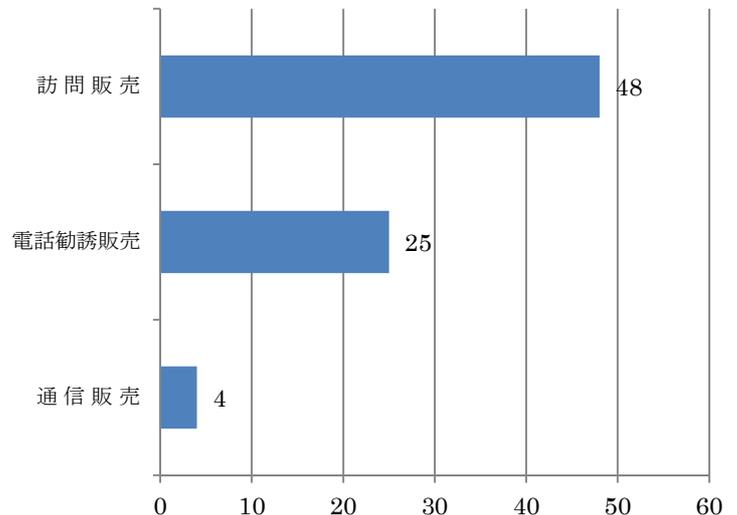
☆販売購入形態別では、訪問販売が48件（55.2%）で半数以上を占めており、次いで電話勧誘販売が25件（28.7%）となっています。

☆相談内容別では、「虚偽説明」が32件（36.8%）で最も多く、次いで「信用性」が31件（35.6%）となっています。

### ◆契約当事者年代別



### ◆販売購入形態別 (上位3種)



### ◆相談内容別 (上位4種、重複あり)

相談内容	主な内容	相談件数(件)	割合 (%)
虚偽説明	高額で売却できる等の嘘のセールストーク	32	36.8%
信用性	この業者は信用できるのかとの問合せ	31	35.6%
契約書・書面	契約書類に問題があるなど	21	24.1%
詐欺	騙されたとの苦情など	19	21.8%

### ◆契約当事者性別

男性：60件（69.0%） 女性：27件（31.0%）

### ◇愛知県内の相談件数内訳

愛知県	24件
市町村	63件
計	87件

### ◆契約当事者職業等別 (上位3種)

無職：61件（70.1%）  
 給与生活者：13件（14.9%）  
 家事従事者：7件（8.0%）



## 愛知県に寄せられた相談事例

◎山林の売却話を持ちかけられ、土地の調査費を支払った。クーリング・オフしたい。(70代、女性)

30年前に60万円で購入した山林の処分に困っていた。電話で「土地を売る気はないか。売るためには土地の調査をする必要がある。」と勧誘があり、売れるならと思い、勧められるままに契約し、その日のうちに調査費30万円を振り込んだ。クーリング・オフしたい。

(助言) 業者に対し、返金期限を明記して、クーリング・オフを内容証明で通知するよう助言した。⇒全額返金された。

◎「あなたの所有する山林を企業に高額で売却できる」と言われ、測量費を請求された。不審。(60代、男性)

過去に、先々別荘地として開発されると触れ込みのあった山林を1千万円で購入した。業者から電話で、「国が企業に山林を買うように働きかけているので売却できる。」と言われ、会うことにした。「企業には1千万円の価格交渉から始める。そのためには測量が必要で、費用は30万円。」と言われた。5日後に会って返事をするようになっていたが、不審だ。

(助言) 高額で売却できると言っていて、測量や広告の契約をさせる原野商法の二次被害が増えていることを説明した。会う約束はキャンセルした方がよいことを助言するとともに、土地の交換などと言って他の土地の購入を勧められる事例があることも付言した。

## 原野商法の二次被害を防ぐアドバイス

### ●原野商法の二次被害に遭わないために、次のことに気をつけましょう。

- ・「土地を売りたい企業がある。」「高値で売却できる。」などのセールストークをうのみにしないようにしましょう。
- ・不審な勧誘はきっぱりと断り、迷惑に感じたら電話を切りましょう。

### ●契約を検討する際には次のことを確認しましょう。

- ・土地の所在する自治体に、業者が説明をしている根拠や背景、周辺の土地の状況に変化があるのか等を問い合わせてみましょう。

### ●クーリング・オフや契約の取消しについて理解しましょう。

- ・訪問販売や電話勧誘販売では、調査や測量等のサービスの提供を受ける契約をした場合、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフをすることができます。  
(なお、特定商取引法上の取引対象となる商品には、不動産たる土地、建物が含まれます。ただし、宅地建物取引業法の適用を受けるものは除外されます。)
- ・事業者の不実告知等により消費者が誤認して契約をした場合は、特定商取引法又は消費者契約法に基づき、契約の取消しを主張できます。なお、改正消費者契約法(H29.6.3施行)により、事業者の不実告知があった場合に契約の取消しができる重要事項の対象範囲が拡大され、動機に関する事項が追加されました。市場流通性のない山林を売却可能性があるとの不実告示があった場合には、広告契約や測量契約等の取消しを主張できます。

### ●周囲に相談をしましょう。

- ・その場で契約をせず、十分に検討するとともに、家族などに相談しましょう。
- ・被害に遭ってしまったり、不審に感じたりした場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口早めに相談しましょう。

# トピックス

～こちらにも御注意ください～

## 「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」からの不当請求はがきに注意しましょう！！

「契約不履行により、訴状が提出され、訴訟を開始する。」「給与、動産、不動産を差し押さえる。」といった内容の「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」なるはがきが突然届き、裁判の取り下げなどについては、最終期日までに「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」に電話をするよう書かれている。どうしたらよいかという相談が、平成 29 年 6 月以降、急増しています。

### 《アドバイス》

- ・訴訟を開始するといった身に覚えのないはがきが届いても無視してください。こうしたはがきは不特定多数に送りつける架空請求の手口であり、相手にする必要はありません。
- ・はがきに記載された相談窓口連絡しないでください。記載された番号に電話すると、個人情報を知りだされたり、不安をあおって金銭等を請求されたりします。
- ・対応に困った場合、まずは最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

## 消費生活相談窓口の御案内

消費生活上のトラブルなどでお困りの際には、お早めに愛知県消費生活総合センター及び西三河消費生活相談室又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

愛知県の消費生活センター			
相談窓口名称	電話番号	相談受付時間	
		消費生活相談窓口	多重債務法律相談(予約制)
愛知県消費生活総合センター	(052)962-0999	月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00	火・木 13:00～16:00
西三河消費生活相談室	(0564)27-0999	月～金 9:00～16:30	第1・3火 13:00～16:00
※平成29年3月末日をもって、尾張、海部及び知多消費生活相談室の相談業務は終了しました。			
市町村の消費生活センター(原則、それぞれの市町村内にお住まいの方を対象としています。)			※H29.9.1現在
○東三河消費生活総合センター	(0532)51-2305	○安城市消費生活センター	(0566)71-2235
・東三河消費生活豊川センター	(0533)89-2238	○西尾市消費生活センター	(0563)65-2161
・東三河消費生活蒲郡センター	(0533)66-1204	○犬山市消費生活センター	(0568)44-0398
・東三河消費生活田原センター	(0531)23-3818	○常滑市消費生活センター	(0569)47-6116
・東三河消費生活新城センター	(0536)23-6260	○江南市消費生活センター	(0587)53-0505
○名古屋市消費生活センター	(052)222-9671	○小牧市消費生活センター	(0568)76-1119
○岡崎市消費生活センター	(0564)23-6459	○稲沢市消費生活センター	(0587)32-2594
○一宮市消費生活相談窓口	(0586)71-2185	○東海市消費生活センター	(052)603-2211
○瀬戸市消費生活センター	(0561)88-2679	○大府市消費生活センター	(0562)45-4538
○知多半田消費生活センター (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	(0569)32-2444	○知多市消費生活センター	(0562)36-2688
		○知立市消費生活センター	(0566)95-0195
○春日井市消費生活センター(市民活動推進課)	(0568)85-6616	○尾張旭市消費生活センター	(0561)53-2111
○海部地域消費生活センター (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)	(0567)23-0150	○岩倉市消費生活センター	(0587)37-7867
		○日進・東郷消費生活センター	(0561)56-0039
○碧南市消費生活センター	(0566)41-3311	○清須市消費生活センター	(052)325-5151
○刈谷市消費生活センター	(0566)91-1195	○扶桑町消費生活センター	(0587)93-1111
○豊田消費生活センター	(0565)33-0999		
消費者ホットライン(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)			
188 いやや(嫌や!)			